

令和元年第18回教育委員会定例会
(9月18日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和元年9月18日(水)午後2時30分から午後4時30分

○場 所 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	樋口 清秀
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	小澤 隆
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥
子育て・若者支援課長	川口 卓志

○日 程

日程第1 教育長職務代理者の指名について

日程第2 議席の決定について

日程第3 議案審議

第49号議案 区長の権限に属する事務の委任についての協議について

第50号議案 東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則
の一部を改正する規則

第51号議案 東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

日程第4 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課

ア 幼児教育・保育の無償化実施後における食材料費の徴収について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

イ 児童生徒の通学経路における点検の実施について

(3) 児童保育課

ウ 未就学児の移動経路における点検の実施について

エ 台東区次世代育成支援計画について

(4) 指導課

オ 令和元年度 台東区総合学力調査結果について

カ 令和元年度 児童・生徒の活躍について

3 その他

午後2時30分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和元年第18回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第3、議案審議の第51号議案、日程第4、教育長報告の協議事項、児童保育課のア、教育長報告の報告事項、学務課のイ、児童保育課のウ及びエについては議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

次に、関係職員の出席について、私から申し上げます。

教育長は東京都台東区教育委員会会議規則第17条の規定により、必要に応じて関係職員を出席させることができることとなっております。つきましては、日程第4、教育長報告の報告事項、児童保育課のエについては、子育て・若者支援課と密接に関係する案件であることから子育て・若者支援課長に出席していただいておりますのでご了承ください。

〈日程第1 教育長職務代理者の指名について〉

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長職務代理者の指名についてでございます。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長が指名することとなっております。

私としては、10月1日付で、垣内委員にお願いいたしたいと思いますが、垣内委員、いかがでしょうか。

(了承)

○矢下教育長 それでは、次期教育長職務代理者は、垣内委員に決定いたしました。

〈日程第2 議席の決定について〉

○矢下教育長 次に、日程第2、議席の決定についてでございます。委員の議席については、東京都台東区教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、教育長が会議にはかって定めることとなっております。つきましては、10月1日からの議席は、議席1番 高森委員、議席2番 樋口委員、議席3番 末廣委員、議席4番 垣内委員、議席5番 私といたしたい

と思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

以上で、教育長職務代理者の指定及び議席の決定を終了いたします。

〈日程第3 議案審議〉

第49号議案

○矢下教育長 次に、日程第3、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第49号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第49号議案、区長の権限に属する事務の委任についての協議について、ご説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、区長の権限に属する事務の委任についての協議があったため、提出するものでございます。

お恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、別紙の区長からの協議文をご覧ください。

項番1変更内容でございます。変更後の下線が引かれている箇所、子育てのための施設等利用給付に関すること、すなわち、幼児教育・保育の無償化に係る事務について、区長より教育委員会に委任することについての協議がなされたものでございます。

項番2、変更の始期は本年10月1日でございます。

恐れ入りますが、議案分の裏面をご覧ください。教育委員会の意見案としましては、本委員会の意見としては、本件につきまして同意しますといたしました。

説明は以上でございます。ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

第50号議案

○矢下教育長 次に、第50号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第50号議案、東京都台東区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する

る規則の改正について、ご説明いたします。

本件は学務課におきまして、新たに就学・就園相談を担当する心理士を雇用するために、必要な規則改正を行うものでございます。就学・就園相談につきましては、教員として長年の経験がある相談員が中心となり、通級相談員として勤務する心理士等と連携しながら、子供たち一人ひとりの障害の属性把握、保護者理解を進め、本人にとって最も適切な就学環境提供できるよう、相談を進めているところであります。しかし、就学相談、通級相談共に年々件数が増加する中で、必要なタイミングで十分な連携を行うことが困難となっていることから、新たな職を設置するものでございます。就学相談を担当する心理士が加わることで、より専門性の高い丁寧な相談が可能となるものと考えます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

職務名は、就学（園）相談心理士でございます。報酬は月額25万2,900円、旅費の額は、旅費条例中3級相当額となります。施行日は令和元年10月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 二つ質問があります。一つは、月額というのは、夏季及び冬季手当なしで月額のみということでしょうか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○樋口委員 二つ目の質問ですけど、これはキャリア・年齢は全く考慮されずに、全てこの相談心理士という職名に就かれた方についてはこの金額をお支払いするというものでしょうか。

○学務課長 こちらも年齢等、考慮せず、この金額でございます。

○垣内委員 資格要件を教えてください。

○学務課長 臨床心理士もしくは臨床発達心理士でございます。

○垣内委員 そういう一定の専門性をお持ちの方を月額25万のみでフルタイムで来ていただくという、そういう発想でしょうか。それで十分その人材を確保することができるのでしょうか。

○学務課長 現在も通級相談員の心理士の方がいらっしゃいまして、その金額と同じ金額で行っていただいております。

○高森委員 この方の勤務シフトはどのような形になるのでしょうか。

○学務課長 週4回、月16回という形で就労をお願いしております。

○高森委員 その勤務時間はいかがでしょうか。

○学務課長 8時30分からでございます。

○樋口委員 仮に、ある方がこの台東区の就学相談心理士という職名で仕事をしていると、場合によっては、この週4回以外の日に仕事をやるということは可能になりますよね。そうすると、この職名を使っていいのでしょうか。それとも使ってはいけないということに

なるのでしょうか。

これは明確にしておかないと、場合によっては台東区の職員だという言い方をされますから。

○学務課長 今回の規定の中では、台東区で就労していただいているその職名で何かをするということは許可していないという状況でございます。

○高森委員 先ほどのシフトの関係で、8時30分から5時15分までの時間の中で、相談を受けに来た方というのは、その時間帯でなければ相談ができないということになると思うのですが、それ以外のときの対応は、個別に日程を調整してやるような形になるのでしょうか。

○学務課長 そこにつきましては、月ごとに日にちを設定して選んでいただいたりとか、あとは、基本の時間以降だった場合には、ずれ勤といいますか、出社を遅らせて退社も遅らせるというような対応もしているところでございます。

○垣内委員 基本兼業を前提としている非常勤職員のお話ですよ。

○学務課長 おっしゃるとおりで、兼業については禁止はしておりません。

○樋口委員 仮にですよ、ある問題が起こったときには、台東区職員という名前が出るか出ないかなんですが、何かあった場合には、台東区の職員じゃないという扱いでいろいろな対応をしてもらうということによろしいんですか。

○学務課長 通常、本区の業務の中で何かあった場合には、本区の職員という形にはなるかと思いますが、それ以外のところで何かあった場合には、本区の名称ですとか役割については出てこないということで認識してございます。

○高森委員 私も講演会を頼まれたときには、教育委員の名前を出さないでくださいと一応断ってやっていますので、それと同じような扱いになるわけですよ。

○矢下教育長 これより、採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第4 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第4、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての本年8月分について、報告をさせていただきます。資料の1-2をご覧ください。

まず、放課後対策担当1件でございます。学童クラブについてということで、旧竜泉中学校が取り壊しとなり、老人養護ホームになると聞いた。竜泉こどもクラブはどうなるのか

というお問い合わせの内容でございます。

続きまして、指導課1件でございます。小学校のいじめ対応についてということで、いじめが半年ほど続いていたことが発覚し、子供がイベントに参加できなかった。校長はいじめだと認めたが今後の解決策など具体的な説明がなされていないということのご意見でございました。

続きまして、生涯学習課1件でございます。生涯学習センターの対応についてということで、部屋を借りるために、2回ほど生涯学習センターに電話をしたが、どちらも冷たい対応をされ、不快だったということで、対応が変わることを希望するという内容でございました。

続きまして、スポーツ振興課1件でございます。台東リバーサイドスポーツセンターでの受付の不備ということで、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場を予約しに行ったが、予約の方法がチラシではよくわからず、窓口の案内も不十分だったので、予約したかった日程が他の利用者に予約されてしまったので、このようなことがないようにしてほしいという内容でございました。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。中央図書館取扱分1件でございます。図書館でのパソコン使用についてということで、落ちついた環境で調べ物や勉強目的で区内図書館を利用したいと思うが、パソコンを持ち込み電源を借りることを禁止された。キーボードを叩く音が気になるとの意見もあるだろうが、場所を限定してスペースを設ければ解決するのではないかと。パソコン使用が可能になればもっと図書館を訪れる人が増え、活性化されるのではないかとのご意見でございました。

それぞれのご意見について、回答を要するものについては、記載のとおりのお返事をさせていただきます。

私からの報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 この蔵前小学校のいじめというのは具体的にどんなことだったのでしょうか。

○指導課長 こちらのいじめにつきましては、夏季休業日に入るときに学校が把握したということでございます。イベントというのは、夏季休業中の宿泊行事ということでした。

解決策、具体的な説明がないということでしたが、夏休み中に入っていたということもあって、担任からご家庭への連絡がやや遅延するということがあったことと、ほかのお子さんからなかなか聞き取る場面がなかったということで、当該の保護者の方にご不安を与えてしまったという、そういうような状況でございます。

○樋口委員 回答では、保護者と学校との面談に教育委員会事務局も同席して、学校の方針や対応について確認して、今後も引き続き学校の指導をして行くという話では、本来ここは確認しているようだから、保護者は納得したということをごちらは言っているのですが、それはいかがでしょうか。

○指導課長 その面談の場に職員も同席はさせていただいたということで、このように記

載させていただきました。

○樋口委員 質問の要旨は、誠意が感じられないというのだから、我々は誠意を示したと回答しないといけないのではないのでしょうか、いかがですか。

○指導課長 現地でも話をいたしまして、保護者の方もご同意をされたところではございますが、こんな内容で回答については出させていただきますということでご理解を得て出させていただきますところでございます。

○樋口委員 それと、1行目も気になるのですが、教育委員会としての学校に対しての保護者等から相談があった場合に対応するように指導したという「場合に」というのは、これがないとやらないという逆の読み方もされるので、今はもう発覚し次第ということを言っていないと、場合じゃない場合には教育委員会は動かないと逆に思われるので、そこは注意されたほうがいいと思います。

○指導課長 「は」という言葉が抜けたということがあるかもしれませんが、相談があった場合は、学校を指導しておりますというような意味でしたが、誤解を招くようなところにつきましては、今後注意していきたいと思います。

○高森委員 今の件で、この当該児童・保護者は、この2学期が明けてからの様子はどのような感じでしょうか。

○指導課長 2学期に入りまして、担任も家庭訪問をして、学校に来て、それで、別室での学習をするというようなどころには進んできているところではございます。

○末廣委員 この保護者と学校との面談というのは、2学期に入ってからやったのですか。

○指導課長 夏季休業中でございます。

○樋口委員 本件にかかわる保護者と学校ですが、かかわるといのは、保護者、いじめを受けた側といじめをした側の保護者も入っているということですか。

○指導課長 はい、保護者も入っております。

○樋口委員 ぜひとも、よくある話で、解決したんだけど、生徒はとにかく学校に行きたくないとか、転校をせざるを得なかったという、たまに聞く話は、加害側を保護し過ぎるんじゃないかという言い方をされて、被害を受けた子供が、ずっと学校生活に対して心に傷を負い、なおかついにくくなるということがあるので、ぜひとも解決というからには、今後も引き続き、同じ学校・教室で勉強できるようにこちらは引き続き注視をしないといけないと思いますので、よろしく願いいたします。

○指導課長 十分肝に銘じて対応してまいります。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(4) 指導課 オカ

○矢下教育長 次に、指導課のオ及びカについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、本年7月に実施いたしました、台東区総合学力調査結果につきまして、ご報告いたします。資料は5でございます。

対象学年、実施日時等につきましては、四角囲みをご覧ください。なお、四角囲みの中の項番4、備考に記載のとおり、小6、及び中3の国語、算数・数学、英語につきましては、文科省が実施している全国学力学習状況調査の結果として、網掛けの表現で記載しております。なお、文科省の調査しておる、国語、算数・数学についてですけれども、昨年度まではA問題、基礎・知識、あるいはB問題、活用・応用というふうに分かれておりましたが、今年度からは知識と活用を一体的に問うような形として変更されましたので、表がA、Bというふうには分かれておりません。

資料の表の見方についてご説明いたします。

それぞれの年度につきましては、左から区の平均正答率、全国の平均正答率、そして、区と全国の平均正答率の差となっており、黒三角は下回っていることを表しております。例えば小学校6年の表は、左から令和元年度、平成30年度、平成29年度を掲載しておりますが、これは、右側のその学年が小4のときからどのように変容してきているかを把握できるようにお示したものでございます。

なお、表の中の斜線の部分は、学力調査を実施しなかったということを意味しております。

それでは、調査結果の概要と、それから昨年度からのその学年の変容について、ご説明いたします。

まず小学校、表面の概要についてです。それぞれの学年の令和元年度の欄を見ていただくと、第5学年の理科を除く学年・教科において、全国平均を上回る結果となりました。続いて、昨年度からの変容についてご説明いたしますので、30年度の理科の一番右の全国平均の差、そして令和元年度の中の一歩右の全国平均の差、これを比較してご覧いただくことになります。

5年生でご説明いたしますと、30年度の国語は全国平均よりもプラス2.7でございました、今年度、全国平均よりもプラス0.2ということは、全国平均との差とすると、昨年度と比べ、2.5縮まったということになります。同様の見方をしていただきまして、算数が2.4縮まったということとなります。第6学年の国語につきましては、0.4向上した。社会は2.0向上した、算数は、1.1向上したとなります。また、昨年の課題でした、理科でございますが、小学校6年につきましては、マイナス4.4からプラス1.9と、6.3の向上が見られました。なお、理科が向上したという学校は、19校中17校でございました。

裏面をご覧ください。まずは、中学校の概要についてでございます。左側のそれぞれの令和元年度という欄を見ていただくと、第1学年・第2学年の数学と第3学年の英語において全国を上回るという結果になりましたが、その他の教科については、全国平均を下回っております。ただし、今年度の第1学年についてですけれども、黒三角が三つについてはいるものの、昨年度の第1学年、つまり、上空2番目の第2学年の表の中央が昨年度の第1学年

ということになります。この結果を比較しますと、今年度の第1学年のほうが概ね下回り方が少なく、昨年度の入学制よりは、若干良好なスタートを切っているのではないかと思います。

続いて昨年度からの変容でございます。まず第2学年の国語は全国との差において、昨年度と比べ、0.2縮まったということが見られます。社会は0.5ポイント向上、数学は4.9ポイントの向上が見られました。そして理科でございますけれども、マイナス5.0からマイナス0.8ということで、4.2ポイントの向上が見られ、全国平均に迫るまでの改善が見られました。第3学年の国語は、全国との差において、昨年度と比べ2.3縮まったということ、社会は1.0向上しました、数学は、5.8縮まってしまいました。理科は1.1向上、英語は3.1縮まったという結果が見られました。

中学校につきましては、全国平均を下回っている教科が多いというのが現状でございますが、第2学年の国語、第3学年の国語、数学、英語を除くと1年間の指導及び学習の成果が表れてきているというふうに見ることができます。

結果が下がってしまった学校につきましても、授業改善に取り組んでいないというわけではなく、児童生徒の実態に応じた努力をしているところでございます。

指導課といたしましては、各校に対し、調査結果を分析する際は、経年比較により同一集団が1年後にどうなったかについて分析し、全体だけではなく児童・生徒個々の課題についても分析した上で授業改善推進プランを作成するよう、指導しているところでございます。

続きまして、冊子の方でございますが、児童・生徒に対する質問紙調査の結果について、学力調査との関連も一部交えながらご説明させていただきます。

恐れ入りますが、見方をご説明いたしますので、まず3ページの下のところにあるグラフをご覧ください。このグラフは、学力調査の結果から、上位から成績順に均等になるように四つの階層、いわゆる4分割にしております。つまり、上のA層というのが、学力が最も高かった4分の1の、そしてB層が続いての4分の1というふうになっております。

報告書の40ページをご覧ください。こちらからは、児童の生活実態と学力調査の相関を示した集計結果となっております。それぞれの質問紙に回答して、それに回答した子が、A層にいる割合が多いのかとか、C層にいる割合が多いのか、そういうふうに見ていくこととなります。

こちらからの関係があらわれているところですが、全部をご説明することはできませんので、絞ってご説明させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、53ページをご覧ください。こちらは、本や新聞を読む頻度と学力の関係についてでございます。53ページから54ページにかけて、小4から中2までありますが、全ての学年で、毎日している、あるいは週に三、四回していると答えた読書頻度の高い児童・生徒は、やはり学力の上位層にある傾向が見られます。これはやはり興味・関心を持った社会的事象について、本や新聞から情報を得たり、日常的に活字に慣れ

親しんでいることが学力向上につながっているのではないかというふうに推測されます。

続いて、80ページをご覧ください。こちらは、授業でならったことをただ覚えるのではなく、その理由や考え方も一緒に理解しようとしているかという設問と学力の関係についてです。小学校4年生から、右側81ページの中学校2年生にかけて、習ったことをただ覚えるのではなく、理由や考え方も一緒に理解しようとしている児童・生徒は、学力の上位層になるほど多くなるという傾向が見られます。これを覚えればいいんだで済ませるのではなく

なぜそうなるのか、あるいは、どう考えればそもそもそうなるのかという解に至る過程を追及する、そういう学習意欲が学力向上につながっていくのではないかというふうに推測をされます。

続いて、1枚めくっていただいたところです。83ページをご覧ください。自分で計画を立てて授業や家で学習に取り組んでいるかどうかということと学力の関係についてですが、83ページから次の84ページにかけて、一部、若干不規則になっているところはございますが計画的な学習に取り組んでいる児童・生徒が学力上位層にあるという傾向は見られます。このことから、やりたいことは子供なのでたくさんございますが、そのような中でそれを我慢する忍耐力あるいは優先順位を考える計画力が物事遂行する上で大切であるということと言うまでもありませんが、児童・生徒にとっても、今は遊びを我慢して学習に取り組もうとか、課題は早目に終わらせようといった忍耐力、我慢する力や計画的に物事を進めるという力が、これを身につけさせてあげることが、学力を向上させる上で大切根のではないかと考えております。

これらの質問肢調査の結果から、社会的事象に興味・関心を持たせ、主体的なかかわりを促すこと、疑問に対しては、納得のいくまで追及させること、忍耐力、計画力を身につけて、物事を遂行しようとする態度を養うということが、学力向上のための要素の一つではないかと考えております。これらは学校だけで、あるいは家庭だけで成し得ることではありません。学校教育の充実はもとより、家庭教育の重要性についても改めて啓発するよう、各校に指導してまいります。

続いて、96ページからは、保護者の意識の集計結果となっております。ここからも設問は数々あるんですが、まず106ページ、107ページの見開きをご覧ください。106ページ、107ページは、下の設問が左右で、小4、小5となっております。テレビを見る時間やゲームをする時間というふうにご覧ください。このテレビを見る時間やゲームをする時間を制限しているかということをお母さんに聞いたものですが、左側の小4、右側の小5では、時間の使い方について、保護者が一定の制限を与えている児童は学力の上位層になるほど多くなっているということがわかります。

つまり、時間の使い方をはじめとした生活の仕方については、保護者がある程度の制限を設けることが学力の向上に有効なのではないかと思えます。

ところが、1枚めくりまして、108・109の下になりますと、中1・中2の同設間でござい

ます。特に、右側の中学校2年生になりますと保護者による制限と学力の相関関係は、やや崩れてまいります。肯定的なもので言えば、A層に行くほど多くなるということは見られるんですけども、とても当てはまると回答したところだけを見ていくと、そうともなかなか限らないという部分も見られてきます。やはり子供の成長に伴い、主体性、自主性を認めていく。また、主体的に取り組む・自主的に取り組むという子供の姿勢も重要になってくるのではないかとというふうに考えております。

最後の設問についてのご説明ですが、118ページをご覧ください。上段のグラフは、児童生徒に家の人とルールを決めているか、いわゆる携帯電話やスマートフォンについて決めているかということを探った結果です。それに対して、ちょっと行ったり来たりするんですけど、121ページ、また118ページに戻りますので、すみません。121ページの上段につきましては同じ設問を保護者に聞いたものです。すなわち、スマートフォンなどの利用について子供とルールを決めていますかということを探ったものです。この118ページの先ほどの118ページの上段の1点、小学校4年生と、121ページの上段の同じく小学校4年生を見比べていただくと、118ページの小4つまり子供の家から、49.6%の児童が家の人とルールを決めていると回答しているのに対し、121ページの小4の保護者の結果からは、56.1%の保護者が子供とルールを決めていると回答しています。つまり、保護者がルールを決めていると思っても、そうは思っていない子供が一定程度いるということになります。これは今小4で説明しましたが、全ての学年について当てはまる傾向で、中学校2年生で最も子供と保護者の乖離は激しくなっております。

今の2ページの、両ページの下段については、ルールを守っているかということについて、子供に118ページは聞いており、親に対して、保護者に対しては、守らせていますかということを知っているものでございます。

こちらも同様に乖離が見られ、保護者が守らせていると思っている以上に子どもは守っていると回答していることがわかります。逆に言いますと、保護者が守っていないと思っている以上に子供は守っていないと回答している子は少ないという状況でございます。この児童生徒の携帯電話やスマートフォンの使い方については毎年指導課よりリーフレットを発行しておりますが、児童・生徒、つまり子供と保護者の意識の乖離につきましては、今度のリーフレットで掲載してまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

続きまして、令和元年度児童・生徒の活躍につきまして、資料6をもとにご説明申し上げます。

本件はこの夏に児童・生徒が文化的活動・体育的活動において、東京都大会や関東ブロック大会・全国大会等で活躍した結果について、まとめたものでございます。両面にわたって掲載しておりますが、子供たちが努力をかさね、自分自身の力を最大限に発揮した成果があらわれております。これらの活躍につきましては、各校において、全校朝会等ではほかの児童生徒にも伝え、当該生徒・児童の努力を称賛するとともに、児童・生徒達にも目

標に向かって努力することの大切さを指導する機会としております。

教育委員会といたしましては、これらの結果を校長にも周知することにより、また今後も子供たちが自己実現を果たし、さらに自信を持つことができるよう、各校園で支援をしてもらいたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは指導課のオについて、何か質問はございませんか。

○樋口委員 3ページ、小学4年生の国語のところで、ローマ字のところが、すべての試験の中で一番全国平均に対して乖離がありますね。11ポイント。これはちょっと、英語を小学校5年からやる、ないしは小学校からやる場合に、これは大きな一つ問題ではないかと思えます。ローマ字になれていないと英語が書けないので、これはやっぱり深刻に受け止めたほうがよろしいかなと思えますね。「つ」の書き方をTUで書くのか、TSUで書くのかというのはやっぱり教えていて、それが英語のそのもののスペルにつながっていくことをずっと我々は昔、英語の導入の前にローマ字で、あちこちでローマ字で表記していることをやっていました。ローマ字をやっていると、イタリア語とかスペイン語は本当に楽でして、ドイツ語もそうなんですけれども。なので、この辺がやっぱり語学外国語学習のときのベースになるので、ぜひともここは結果を深刻に受け止められた方がいいと思えます。

あと、二者択一のところで100になっていない部分がいくつかありそうなので、そういった場合はやはり注記が必要かなと思えます。グラフの下に、対象とか対象じゃないとか書いておかないと、信用上の問題が出てくるだろうと思えます。これを見て何を表すのかという話にもなってきますので。

○垣内委員 通常こういう表やグラフでパーセンテージを示すときには、サンプル数を、示すことが多いのですが、それは一番最初にあるのでしょうか。きちっと出せば出すだけ、それなりのお作法が必要だというところが一つ。

二つ目は、統計分析をしていないので、傾向が高い、こういう傾向が見られるという説明ぶりはいいと思うのですが、その後に相関関係があるとか、ないとか言い切っているんですけど、そこは分析していないんじゃないかと思うんです。相関係数も出ていないので、相関関係があるとかないとか言い切るのは結構難しいと思えます。

○指導課長 相関関係につきまして、できるだけこういう傾向がある、あるいはこういう事が推測されるというような表現でご説明しようとしたところでいたけれども、言葉の使い方については今後また注意していきたいと思えます。ありがとうございます。

○樋口委員 今の話で一番必要なのは、学力があるからたくさん新聞を読むという言い方と、新聞を読むから学力があるという話は全く別の話で、それを誘導しようとする、新聞を読めば学力が上がりますという言い方をこれから言えるかということ、今の垣内先生の話では、それは言えないでしょうと。

○垣内委員 ちょっと補足すると、相関があれば因果関係があるというわけじゃない。何らかの理由で、別の理由があつてAとBが大きくなっているという事もあるのですけれども、そうするとAとBの相関はあるんですけど、因果関係はないかもしれない。

だからちょっと、推測も踏み込みすぎるものはちょっと難しいというのが基本かなと思います。非常に丁寧に書いていただいたのですが、幾つか気になったというだけです。よろしくをお願いします。

○指導課長 傾向があると因果関係があるとは必ずしもそうならないという事につきましては、区民の皆様にも誤解を招かないような、補足の説明もしながら今後、言葉を注意して使っていきたいと思います。ありがとうございます。

○高森委員 92ページ以降の家族とのかかわりの部分に、幾つか気になる設問があるので、例えば92ページの下段の(2)、家族から、朝食は毎日食べるように言われる。93ページ「言われる」、それから94ページ下段「言われる」。これらは、「言われる」という事に対してのアンケート何ですけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○指導課長 毎年やっている設問でございまして、言われるという事はそういうふうに注意をされる、そういうふうに促されるという事を子供が感じているか、そういうふうに促されているかという事を図ろうとした設問でございます。

○高森委員 すると、どのような形で言われるのかによって、受け止め方が子供は違うと思うのですけれども、それは子供としては自分がマイナスの評価を受けているという意味合いで捉えているという認識がここにあるのでしょうか。

○指導課長 家族の仲に関する設問なので、使う言葉はこれもまた十分注意しなければいけないところではあるのですけれども、言われるというのは、言葉で言われるという事もあれば、食べなさいとは言わなくても出されるという事でそれを言われるというふうを感じるという事も含まれるということを考えると、この設問の言葉について、例えば、朝食は毎日食べるように家族の中で言われているとかいうような、そういうような表現になるのかなというふうに思います。

○高森委員 私の場合、朝食を食べることは大事だよなどと食育の一環で言う事はありますよね。それはどういうふうを受け止められると思いますか。

○指導課長 大事だよと言われている、あるいは食べるように言われている。子供としては同じように多分受け止めて、恐らく同じような結果になるとは思います。

○高森委員 質問のその表現を少し工夫するのがいいのかなと思いました。誤解を生じないような工夫、多様な受け止め方がされにくいような設問にしないと、答えが鮮明化してこないかなという、ちょっとその辺が気になったところです。

ちなみにもう一つ、階層別の比較というのは、なさっていらっしゃるのでしょうか。

○指導課長 先ほどのご説明の中で、例えば保護者の方が制限していると回答したものと、階層別というふうはこちらに掲載されているものについては分析はしておりますが、それ

以外のものについてはクロス集計をしておりません。

○末廣委員 例えば小学校5年の国語の小問27を見たのですが、ここで13ポイントも下回っている。そうするとこれは、書こうすることを明確にして文章を書くことができているか。これは国語の力としては非常に問われるところですよ。そういうのをもちろん先生方がよくわかっていると思いますが、その書く内容の中心を明確にして文章を書く力を養うためにはこれをやはり生かしていこうという姿勢がよく伝わる感じがします。

それから同じ小学校で、例えば社会は、台東区は今までは中学も含めて成績があまりよくなかったですけども、これを見ますと非常によくなっていますね。

それから、理科は平成29年・30年あたりに比べればずっとよくなっていますね。そういう、全体的には苦手なところが随分克服されているのではないかというふうに思います。

それぞれの小問で先生方が対策を書かれていますけれども、やはり歴史に関しては、基本的な、いわゆる中学生ももちろん、高校、大学になってからも考えなきゃいけない、そういう問題が既に対策として提示されているというのは非常にいいことだと思いますね。

例えば複数の資料が示されたときにはどうするか、それをどうやって情報を正しく読み取るのか。それは時代背景とか歴史的事象などと結びつけて考えないとまずいという、そういう対策をしっかりと書かれていますというのは私は結構なことだと思いますね。

それから、数学に関しても、その問題を正しく読み取る事ができない生徒が結構いるんですね。数学の問題が出たときに、その問題がよくわからないという。それから、わかったけれども、理解できているけれども、それをどう説明するか。どういう式で表すか。そういうような事がまだわからない生徒も結構いるという、これは台東区だけでなく全国的にそういうのがあるんじゃないかというふうに思います。

もっといろいろと細かいところはあるんですが、一応大ざっぱですが、そういうところを感じました。

○指導課長 ありがとうございます。

まさに各校におきましては、今委員がご指摘されたような分析の仕方をしております。また、区全体ではこういう状況ですけども、学校単位ではまた違った状況がありますので、それについて原因を考え、そして受業を改善していく、指導方法を改善していく事により、先ほどもご説明しましたが、例えば中学校でも学年を経ることにどんどん上がっていくという結果があるかと思います。末廣委員のお言葉も励みにしながら、学校園に指導してまいりたいと思います。

○樋口委員 お願いですけれども、3ページの学習アンケートのこの解答の仕方ですが、A層、B層、C層を成績順に均等になるように4階層に分類したものであるという。これは成績順だと何が問題かという、平均点に関係なく、平均点以下の人もC以下になったりする可能性もありますね。そこで何を見るかという事が問題になってくるのですが、要は試験をやったときにはこのくらいできていけばよくできていると、階層というのは得点分布で行くべきだろうと思うんです。そうしないと、中学、小学校の現場で、うちはこの試験

で4割台しか取れない生徒が何人いるという言い方と、うちの生徒はみんなB層にいるよという言い方は全く意味が別になるだろうと、何番目の学生がいるという言い方をここはさされてしまうので、指導するときは何番目が問題じゃなくて、この点で、最低はやっぱり平均点以上取る、ないしは6割くらいとらないと、という言い方をして、そこに理解がいつているがいつていないかというのを、現場は知るべきだろうと思いますので、次回以降はちょっとこの分類の仕方、均等にA層、B層、C層に20人ずつ振りまいたという、何か随分、その後でこういう傾向がありますという事をとろうとすること、ちょっと無理があるんじゃないかと思いました。ちょっと今後考えていただければと思います。

○高森委員 表紙に関して質問があるのですが。「総合学力調査」でいうところの学力とは、何を指して学力という定義されているか。1ページ目にはその説明がないのですが、国・数・英・社・理、5教科をもって学力とみなされているのか、そのあたり、ちょっと教えてください

○指導課長 我々としても、見える学力とそうでない学力とかという言い方をすることもあります。私ども教育関係者が最も使ってはいけない言葉が、「主要5教科」というような言葉。つまり、委員ご指摘のように、何ををもって学力かといったときに、それを明確に解答するものは正直にいつてごさいません

ただ、保護者の方、区民一般で点数として出てくるものを、一つの学力として捉えられているという事もありますので、名称としては学力という言葉を使っております。

ただ、学校現場では、これが全てその子の学力というものではないという事、それはほんのその子が持っている力の一部の結果ですという事は、常に学校としては伝えるようにしていますので、学校からもそういう点は発信していきたいと思っています。

○高森委員 わかりました。そこで1つ気になったのは、外遊びです。「外遊びをしていますか」という設問がありますが、外遊びのA層からD層までの分析を見ると、外遊びをしていない子が成績がいいという。5教科の成績がいいという結果になるのですが、これを見たときに、保護者や児童はどう理解するか。外遊びが悪だというような理解にならないかと心配です。そのあたり丁寧なご説明が必要かなと思いますので、その学力の定義も含めて、どこかに説明が一つあれば良いかと思います。そのあたりを、どう教育委員会として発信していったらいいかなというのは課題かなと思います。

○樋口委員 単に折れ線グラフでこういう傾向があつて、結果的にこう出ましたというんですけど、ここから先何を言うかというのは、非常に慎重にあるべきであつて、先ほど高森委員が言われたように、やっぱりそこから先をちゃんと究明していかないと、簡単にだから学力が低いんですよという言い方は、ちょっとやっぱりこれは論理を踏まえて発言することにはならないかと思います。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、指導課のカで何かご質問等ごさいますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のオ及びカについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思えます。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

〈日程第3 議案審議〉

第51号議案

○矢下教育長 それでは、日程第3、議案審議に入ります。

第51号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 第51号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は、幼児教育無償化に伴う、東京都台東区立幼稚園保育料条例の一部改正につきまして、第3回区議会定例会において審議が行われることに伴い、条例施行規則の規定について整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。まず、第2条でございます。保育料を決定し、または変更したときに、保護者に通知するとしておりましたが、変更したときを削除し、決定したときは保護者に通知しなければならないと改めます。

次に、第3条から第8条及び第6条関係の別表につきましては、保育料の納付期限や減額免除等の規定であり、保育料が0円となる事で適応することがなくなる条項のため削除いたします。また、その削除に伴い、第9条を第3条に繰り上げます。

付則でございます。本規則は、本年10月1日より施行いたします。また、本年9月分までの保育料につきましては、従前の例によるものといたします。

なお、条例の一部につきましては、明日、区議会にて審議される予定でございますが、原案どおり可決されなかった場合には、本規則の改正につきましても、改めて説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願いいた

します。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 第2条、現行の「又は変更したとき」があるのを削除した理由を教えてください。

○学務課長 今後、10月1日以降につきましては保育料自体が0円になりますので、変更がされるという事がございません。

決定につきましては、例え0円であろうと通知をするということになってございますので、そのように表記を改めたという事でございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第4 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 児童保育課 ア

○矢下教育長 次に、日程第4、教育長報告の協議事項を議題といたします。児童保育課のアについて、児童保育長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、幼児教育・保育の無償化実施後における食材料費の徴取について、ご説明をいたします。資料1-1をご覧ください。

無償化実施後における食材料費の徴取についての本区の基本的な考え方については、本年4月11日の教育委員会におきまして、ご決定をいただいたところでございます。本日はその減免措置の拡充について、ご説明するものでございます。

まず項番1、改めて国の考え方をご説明いたします。幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子どもの食材料費は、これまでも施設による徴収または保育料の一部として、保護者の負担となっていたところです。今般の無償化実施後もこれまでの考え方を維持し、1号認定及び2号認定の子供については、主食費及び副食費について施設による徴収を基本とされました。あわせて、これまでも国基準で保育料を減免されていた方については、減免を維持するため、公定価格で副食費相当分の加算を行うとともに、その減免措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充することとされました。

項番2、本区の対応でございます。副食費相当分、これは月額4,500円を目安としております。その徴収につきまして、既存の制度である就学援助の基準や施設間の負担の公平性を考慮し、国基準より減免措置の対象を拡充することといたします。

項番3、対象施設は資料記載のとおりでございます。

項番4、減免措置の対象範囲の拡充につきましては、無償化の実施とあわせて、令和元年10月1日より行いたいと考えております。

協議事項の説明は以上でございます。ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 相当分のこの徴収対象者は、全保護者の何割くらいになりますか。

○児童保育課長 今回対象施設によって、若干割合が変わってくるんですけれども、例えば認可保育所で行きますと、約4割程度の方がこの減免措置の対象の範囲内になると見込んでおります。

○樋口委員 もう1点、この目安というのは、どういう基準なんですか。きっちりこの金額というわけじゃなくて、目安というのは、これは園に裁量権があるということですか。

○児童保育課長 国の基本的な考え方にもあるとおり、基本的には実費徴収という形にはなっております。園によっては、若干の、特に私立園については、違いが出てくるというような可能性がございます。そのためこういった標記の書き方をさせていただいているところでございます。

○高森委員 台東区の周辺区との比較を知りたいです。というのは、区界がいつもこうした問題ではデリケートな部分になります。ですから、台東区の周辺区が今それぞれのどのような考えで動いているかという情報がもしあれば教えてください。

○児童保育課長 多くの区で、現在、同様に第3回の区議会定例会でこの件については議論されているという状況を聞いております。ただ、事前に我々が把握している範囲では、この副食費の徴収については、区によって判断が分かれていて、認可保育所については全額区で負担するといった判断をされている区もあるということで、その考え方が今分かれているという状況は把握しております。

○高森委員 個別なことはちょっとわからないということですね。

○児童保育課長 具体的なところはまだ決定されていないというところです。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 学務課 イ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、児童生徒の通学経路における点検の実施について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、経緯でございます。本年5月に、大津市で集団で歩道を通行中の園児らが巻き込まれる交通事故が発生したことを受け、関係閣僚会議におきまして、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保にかかる対策を講じることとされました。そこでは小中学生は対象となっておりますが、交通安全の観点による関係機関との合同点検を行い、児童生徒の安全の確保に取り組むことといたします。

項番2、実施対象は区立小学校、中学校でございます。

次に、項番3、実施内容でございます。まず、(1)のとおり、各学校は交通安全の観点から、危険があると認められる箇所を抽出して教育委員会に報告いたします。次に、(2)のとおり、教育委員会は、学校、道路管理者及び地元警察等の関係機関と合同点検を実施いたします。点検の結果を踏まえ、(3)のとおり、対策案を作成し、(4)のとおり、対策を実施してまいります。

最後に項番4、実施時期でございます。各校による危険箇所の抽出は10月中旬までに行うことを予定しております。その後、12月初旬までに関係機関による合同点検を実施し、年内を目途に対策案を作成し、対策の実施をしてまいります。

説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○高森委員 以前に地震でプールの壁面が倒壊して、児童が犠牲になった事故がありましたけれども、あの時の台東区内での調査結果はどこかに集約されたのでしょうか。

○学務課長 そのときの結果につきましては、議会のほうでも報告をさせていただいております。関係所管のほうにも報告をさせていただいて、ブロック塀とか、専門家の目で見ると対策が必要なものについては、今後対策を講じていくというような状況で進んでおります。

○高森委員 今回はそのことは踏まえた上でやっていくのか、それともただ、交通事故を防止するための点検なののでしょうか。

○学務課長 前回のその調査のときには、ブロック塀ですとか、あとは不審者対応ということで、見通しの悪いところとか、そういう観点で実施していました。今回は交通安全という視点で調査を進めております。

○樋口委員 大津の横断歩道のところですが、あれは交差点でメイン道路と脇道で、そこでぶつかった車が歩道に上がってきたと。それで、大津の対策はそこにポールを打って、歩道に車が来ないように対策を練ったんですが、日光街道と入谷と金曾木に行くあの道ですけれども、歩道に立っているとあれは結構こわい。もし交差点でぶつかったら、同じような事が起こるので、ああいうのを危険というかいわないか。ちょっとそこら辺、もう一回精査をしていただけるとありがたいです。

○学務課長 一応学校のほうには、そういった危険と思われるような場所というところで

上げていただきまして、あとは通常、子供が多く溜まってしまう場所ですとか、そういったところも上げていただいている状況でございます。

あとは、大きな道路、国道ですとか、都道につきましても、道路管理者と一緒に合同点検をさせていただきまして、どういった対応がとれるのか、そういったところも検討していきたいと考えております。

○末廣委員 それに関連してですけれども、その施設的なもの。例えばここにガードレールをつけてくれとか、信号をつけてくれとか、そういうものを要求する形になるんですか。その学校のほうとしては、ここが危ないというだけの報告なんですか。

○学務課長 学校から出てくるものについては、危険であろうと思われるところが上がっています。その上で、関係所管等と合同調査をして、例えばハード的な対策ができるのか、それともソフト的な対策が出来るのか、そういったことも含めて、その場その場に合った対策を検討していくというところでございます。

○樋口委員 これに加えて、廃屋についてですが、結構区内に廃屋がそのままにしてありまして、特に地震が来たら危ないんじゃないかというところがありまして、それは教育委員会というよりも、やっぱり通路がもしあるならば、それはちょっと注意しておかなきゃいけないと思います。

○学務課長 今回の調査につきましては、交通安全についてということなので、そういった案件については出てこないかなとは思いますが、日々そういった危険があるとか、通学路上に問題があるところにつきましては、学校から連絡をいただきまして、教育委員会だけではなく、関係所管にも連絡をして対応を進めるようにしております。

○高森委員 大通りを渡るときはやはり非常に危険かなというふうに私も感じておりますので、今回は通学、登下校時を中心にですけれども、そういった平時の活動の部分でも、先生方に注意をしていただくような対策も必要かなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承いたします。

(3) 児童保育課 ウエ

○矢下教育長 次に、児童保育課のウ及びエについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それでは、未就学児の移動経路における点検の実施について、ご説明をいたします。資料は3をご覧ください。

項番1の経緯につきましては、先ほどの学務課からの報告案件と同様でございますが、こちら、未就学児につきましては、本年9月末までに緊急安全点検を実施することと国のほうからの通知が来ているところでございます。このような状況を受けまして、合同点検

を行い、安全の確保に取り組むことといたします。

項番2、実施対象施設につきましては、資料記載のとおりでございます。

項番3、実施内容です。こちら流れは先ほどの報告案件と同様でございますが、対象施設から危険箇所を抽出していただき、それを基に合同点検を実施するという流れになります。その後対策案を作成し、対策を実施することとなります。

項番4、実施時期につきましては、資料のとおりでございますが、先ほど申し上げましたとおり、点検については9月末までに実施をするという事になっております。ただいま点検は実施をしているところです。今後につきましては、対策の実施状況を踏まえ、改めてその結果につきましては教育委員会に状況をご報告したいと考えております。

報告については以上でございます。

続きまして、資料4、台東区次世代育成支援計画について、ご報告をいたします。資料4をご覧ください。

本件につきましては、現行の台東区次世代育成支援計画の達成状況と次期計画の策定状況についてご報告をするものでございます。

まず、項番1、台東区次世代育成支援計画の達成状況でございます。(1)計画事業の進捗状況です。こちらの表の下から2行目の合計欄をご覧ください。計画の事業数は全体で215事業で、達成状況としては、未達成が3事業となり、達成率は98.6%でございました。

資料を2ページをご覧ください。(2)の未達成事業でございます。ぜん息児サマーキャンプ、商店街振興事業を活用した放課後の居場所づくり、養育支援訪問の3事業が未達成となっており、理由はそれぞれ資料に記載のとおりとなっております。(3)施策の目標の達成状況でございます。こちらの表の下から2行目の合計欄をご覧ください。指標の施策数は14施策で、達成状況としては未達成が6施策となり、達成率は57.1%でございました。

資料3ページをご覧ください。(4)未達成指標でございますが、計画全体の評価指標である、台東区が子育てしやすいと感じる人の割合は、目標は増加でございましたが、26年度の56.7%から52.0%と減少いたしました。また、子育てに関して不安や負担を感じる人の割合は、目標は減少でございましたが、26年度の41.9%から、46.1%と増加いたしました。

次に、基本目標2の保育所待機児童数、こどもクラブ待機児童数は、目標0人に対し、それぞれ、待機児童が出ている状況でございます。

次に基本目標5の不登校児童・生徒の割合、要保護児童数は、減少の目標に対して、それぞれ増加となりました。

4ページをご覧ください。項番2、台東区子ども・子育て支援事業計画の達成状況でございます。

恐れ入りますが、別紙の②と書いてあるA3横の資料をご覧ください。A3横で織り込んである資料で、右片に別紙②と記載のある資料をご覧ください。こちらの表は、教育・保育

の量の見込みと確保数の実績の表となります。表の下段の一番右側の列をご覧ください。0～2歳の保育が必要な3号認定のお子さんの量の見込みは2,149人で、それに対する確保数は、2,065人となり、過不足数は84人となっております、計画数を下回ったところでございます。

恐れ入ります。次に添付している、別紙③と書いてある、A3の縦の資料をご覧ください。こちらは、地域子供子育て支援事業の進捗状況の表になります。これらの事業については、1番の時間外保育以下、全ての事業における確保数が事業実績を満たしました。詳細は後ほどご確認いただければと存じます。

恐れ入ります、資料4、最初の資料4の4ページをご覧ください。項番3、今年度策定する第2期計画の策定状況でございます。(1)策定状況ですが、現在庁内検討会において検討を行っており、台東区次世代育成支援地域協議会に随時内容を図ってまいります。

(2)計画の体系(案)の全体像でございます。第二期計画では、基本構想の将来像、「世界に輝くひとまちたいとう」や、基本構想の基本目標1、「あらゆる世代が生涯にわたって成長し、輝くまちの実現」を踏まえ、基本理念と七つの基本目標を定めます。現行の計画から変更があるものはゴシック体太字で表記しております。まず、基本理念は、「子供の育ちと若者の自立を支え、すべての子供・若者が成長し輝くまちたいとう」としております。基本目標の1は、言葉の修正を行いまして、「安心して子供を生み育てられるよう切れ目のない支援を行う」としました、基本目標6・7は、その下にある(3)に記載しております、新たに包含する計画である、子供の貧困対策計画や、子供・若者計画をふまえ、目標として新たに設定いたしました。

最後に、項番4、今後のスケジュールでございます。区議会の第4回定例会で中間のまとめ案を報告させていただいた後、パブリックコメントを実施いたします。その後、第1回定例会にて計画の最終案を報告させていただき、令和2年3月に計画を策定いたします。

報告事項の説明は以上でございます。

○**矢下教育長** ただいまの報告につきまして、まずは、児童保育課のウでございます。点検のほうで何かございますでしょうか。

○**高森委員** 例えば、上野公園に見学に来て、博物館の見学に行きたいときに、園はいわゆる学区域がありませんけど、各学校は学区域外の外へ移動をする場合もあるのですよね。自分たちの通学通園区域に関しては、大体は安全確保の要否を把握していると思うのですが、その地域を出た場合の情報というのは、教員間あるいは学校間で情報連携をとっているのか、あるいは教育委員会から情報公開をしたりというのはなさっているのでしょうか。

○**児童保育課長** 今回、その未就学児については、集団で移動する経路なので、例えば定期的に行く場所であればそこは学区域を超えたとしても危険個所として調査が上がってきておりますので、そこを必要に応じて点検をするという形になります。

ただ、今回、その点検に当たっては、危険箇所をよけて行けるような経路がもしある場合には、そういったようなお話もさせていただきますので、それで対応できる場合には、

そういった形での対応をお願いするという事もあわせてやっております。

○学務課長 補足となりますが、出てきた危険箇所、危険と思われる箇所で、対応をする場所等につきましては、全校に情報を通達していますので、そこで把握をしていただくというような形で進めております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、児童保育課のエについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 2番の未達成事業の22番ですけれども、これは事業を終了したということならば、未達成じゃなくて、もう削ってしまっていていいんじゃないですかね。未達成にならないですから。事業をやらなかったわけだから。

○子育て・若者支援課長 こちらの未達成についてですが、全庁的に計画として定めていて、違う事業への転換や終了としたものも未達成扱いとして載せるという仕組みがありまして、それで未達成としたものでございます。

○樋口委員 わかりました。50番についてですが、これは15年くらい前、私が教育委員会になる前、理工学部の教授のときに、都の事業は補助も受けていたのですが3年で消えてしましまして、今は全くの空き家になっています。理由は三つあって、一つは商店街を活性化したいんだけど、この空間を管理する人がいない。二つ目がもっと深刻で、商店街を活性化したい商店組合はその希望を持っているんですが、店を貸してくれる人がいない。三つ目が子供の問題なんですけど、なかなか商店街になじんでくれない。なので商店街に居場所をつくっても子供が来ないというところで、失敗した事がございます。

台東区の場合はなかなか、親がそこで遊ぶこと自体を、ある一定の距離を置いているような感じがしますので、この事業自体が、ちょっと無理があるかなと、私の経験上ですが思いました。

○子育て・若者支援課長 ここの50番の事業ですが、樋口委員がおっしゃいますとおり、商店街が主体となってやるというところで、なかなか実現に結びついていない。先ほどおっしゃっていただいた事由により、実現に結びついていないのですが、ただ、台東区としては、子供の居場所という意味合いも含めて、子ども食堂だったり、学校支援ということで、NPOさん等をはじめ、各団体さんが各地域でそういった居場所づくりというのを進めておりますので、こういった枠組みにはめるというのではなくて、また違った視点で居場所というのはつくっていきたいと考えています。

○高森委員 台東区が子育てしやすいと感じる人の割合というのが減少していますけれども、こんなに頑張っているのになぜというのがあるのですが、皆さん本当に苦慮されていると思います。いろいろその理由も精査されていらっしゃると思われませんが、これはやはりニーズ調査となっていますので、ニーズというのは底なしなんですよ。ですから、これは幾らこちらが環境を整えても、それに応じてまたニーズが増えてきますから、これはもうイタチごっこなのかなという気もするので、そのあたり、どういうふうに考えていっ

たらしいのかなと思います。

○子育て・若者支援課長 高森委員がおっしゃるとおり、ニーズというのは底なしというのはあるんですけど、ただ、このニーズ調査をした形でわかったことというのは、今回、減少していますが、その中でも就学前の低下が大きいということがわかりました。保育園の話もそうですが、どちらかというとも5年前に比べて、経済的な支援よりも場所とかそういったところを求める方が多いので、あとは子供の預かる場所ですとか、リフレッシュをして預かる場所ですとか、そういったところを改めて見直しで、整備を図っていく必要があるのかなと考えているところでございます。

○高森委員 幼児教育の無償化が始まります。でも、キャパシティにはやはり制限がありますので、そのあたりで、まずこのニーズに応えられるのかどうかというのが非常に問題になっているかと思えます。子育て若者支援課長の今のご説明ですと、やはり比較的その年齢層のお子さんがいらっしゃるご家庭がこのニーズに対して十分に区が対応ができていないというようなことも聞きますので、そのあたりも踏まえて、また10月以降、いろいろと知恵を絞っていただきながら進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○児童保育課長 保育の量という部分については、今回、また計画の策定の中で5年間の需要予測をさせていただきまして、待機児童、減ったとは言いつつもまだいらっしゃる状況なので、そこについてはまた対応は進めて行きたいと思っております。

また、量のところは当然そうなんですけど、その他、例えば保育の質の部分につきましても、今回のニーズ調査の結果を分析させていただいて、次期計画の中で質の向上に向けての取り組みをまた盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウ及びエについては、報告どおり了承いたします。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもちまして、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時30分 閉会